

共 同 声 明

本日、我々は、司法による水俣病問題の解決を目指し、国・熊本県及びチッソに対して、水俣病被害者互助会においては原告9名の損害賠償請求訴訟を新たに提起し、またノーモア・ミナマタ国賠等訴訟団においては第10陣原告93名の追加提訴を行った。

折しも、与党水俣病問題プロジェクトチームは、報道によれば一時金一人あたり約50万円などという信じられない低額の補償で、水俣病問題の幕引きを図ろうとしている。

しかし、このような幕引きは、平成16年10月15日の水俣病関西訴訟最高裁判決で示された賠償金水準をまったく無視しているだけでなく、水俣病の発生拡大についての加害者としての責任をも踏まえないものであり、到底受け入れることは出来ない。

また、水俣病については、その被害の全容が解明されたとは言えない現状にあり、胎児性や小児性をはじめとする全ての水俣病患者の被害の実態解明なしに、水俣病問題の正当な解決はあり得ない。

行政は、水俣病について必要な健康調査も行わず、水俣病に罹患したことにより身体を健康を失い、家族生活、社会生活を破壊され、人生そのものを狂わされたその被害を、小さなものと決めつけ、極めて限定された補償を被害者に押しつけようとしている。

もはや、行政や政治任せの解決では、50年あまりの長きにわたって解決されなかった水俣病問題を、根本的に解決することは出来ないことは明らかである。

本日は、水俣病被害者互助会が新たに提訴を行った記念すべき日である。

私達は、司法の場での解決こそが、水俣病問題の正当な解決への唯一の道であると確信し、ともに連帯して闘い抜くことをここに宣言する。

2007年10月11日

水俣病被害者互助会
水俣病不知火患者会
ノーモア・ミナマタ国賠訴訟原告団
ノーモア・ミナマタ国賠訴訟弁護団